

青森市地域包括支援センターのぎわ
指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人 慈恵会が運営する指定介護予防支援事業所青森市地域包括支援センターのぎわ(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態またはそのおそれのある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、要支援、要介護状態になることをできるだけ予防し、自らの能力を活かして活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者、その他事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行い、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うよう努める。

4 事業の運営に当たっては、青森市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障がい福祉制度の関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

5 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。

(事業所の名称等)

第3条 指定介護予防支援を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 青森市地域包括支援センターのぎわ
- (2) 所在地 青森市羽白字野木和45番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する担当職員の職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1)管理者1名(主任介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理、事業の利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2)従業者

保健師 1名以上

主任介護支援専門員 1名以上

社会福祉士 1名以上

2 前項第2号に定める従業者は、当地域包括支援センターの総合相談・支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、その他の介護予防に関する業務と兼務しながら、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)提供方法

「青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年12月24日条例第45号)を遵守し実施するものとする。

(2)利用者の相談を受ける場所

第3条に規定する事業所内及び、サービス事業所、利用者の居宅等

(3)介護予防サービス計画の作成

利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、当該利用者又はその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容、その期間等を記載した介護予防サービス・支援計画(以下「計画」という。)の原案を作

成するものとする。

(4) サービス担当者会議について

第3条に規定する事業所内及び、サービス事業所、利用者の居宅等とする。計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(5) 利用者への説明

① 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、計画が介護保険法に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するように求めることができること、計画原案に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることの説明を行い、理解を得る。

② 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所へ入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めるものとする。

(6) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。

- ① アセスメント実施時
- ② サービス提供月から起算して3月に1回以上
- ③ サービス評価期間終了月
- ④ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(7) モニタリングの結果記録

1月に1回以上

(8) 評価

計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行うものとする。

(指定介護予防支援業務の委託)

第7条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
- (2) 計画の原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明

- (5)利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
 - (6)モニタリングの実施
 - (7)介護予防に係る効果の評価
 - (8)保険給付に係る給付管理業務
 - (9)利用者及びサービス担当者等との連絡調整
 - (10)その他
- 2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講ずる。
 - 3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取する。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十九号)」に定める額とする。
- 2 提供した指定介護予防支援について法定代理受領サービス以外の利用者の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。
 - 3 指定介護予防支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、青森市(新城福田、新城天田内、新城山田、岡町、戸門、鶴ヶ坂、孫内、油川、羽白、奥内、西田沢、清水、飛鳥、前田、内真部、瀬戸子、後潟、小橋、左堰、六枚橋、四戸橋)とする。

(緊急時等・事故発生時における対応方法)

- 第10条 従業者は、指定介護予防支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の家族等、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。
- また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
 - 4 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠

償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第11条 指定介護予防支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに関する相談(以下「苦情等」という。)に対して迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講ずるとともに、当該措置の内容を利用者又はその家族に対して周知するものとする。

- 2 提供した指定介護予防支援に関する利用者又はその家族等からの苦情等を受けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 5 事業所は、提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業者は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2)虐待防止のための指針の整備
- (3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

(2)継続研修 年1回

2 事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、利用者との契約終了の日から5年間保存する。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 事業者は、保健師、看護師、社会福祉士等の養成機関による依頼によって実習の受入れが行

われるときには、第12条に規定する内容に準拠し利用者の個人情報 を適正に取り扱うものとする。

- 4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業者は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人 慈恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は 令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は 令和 3年12月21日から施行する。

この規程は 令和 6年 4月 1日から施行する。